

入 札 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 使用済車両売却
- (2) 規格・数量等 仕様書及び別紙のとおり
- (3) 履 行 場 所
ア 引渡(搬出)場所：陸上自衛隊日本原駐屯地(岡山県勝田郡奈義町滝本)
イ 解体等実施場所：契約相手方の指定する場所
- (4) 履 行 期 限
ア 引渡(搬出)期限：令和 7年 9月30日(火)
なお、代金納付から5日以内とする。
また、契約締結後、書類審査として2週間程度を要するため、取引(搬出)日の決定は官側からの通知後となることを了承すること。
イ 解 体 等 期 限：引き渡し後3ヶ月以内

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度、競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C等級以上に格付され、中国地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
 - (5) 入札・契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
 - (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業)を有するもの。又は取引業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合、入札時まで下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
 - (8) 下請負業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
 - (9) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、下請負承認申請の承認に当たって契約担当官等が下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該承認を承認しない。(電話等による確認期間：令和 7年 7月10日(木)～令和 7年 7月18日(金)、土日祝日を除く09:00～17:00)

3 契約条項等を示す場所

第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない(現物確認を希望する場合は下記にある売払物品に関する問い合わせ先と調整)
- (2) 入 札
ア 場 所 : 陸上自衛隊日本原駐屯地 入札室
イ 日 時 : 令和 7年 7月23日(水) 11時00分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免 除 (但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金 : 免 除 (但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成

落札決定後遅滞なく陸上自衛隊標準契約書の様式により契約書を作成する。

9 落札の決定方式

- (1) 総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- 10 適用する契約条項
 - (1) 基本契約条項
不用物品売却契約条項
 - (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 売払い物品の解体に関する特約条項
- 11 売払代金の納付期限
物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。
- 12 所有権移転の時期
契約者が契約担当官に対して解体及び破砕の完了を届けて、契約担当官が承認したとき。
- 13 物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。
- 14 貿易管理令に基づく輸出制限
当該売払い車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- 15 引渡車両の解体・処分要領
契約相手方は、引渡車両の解体・処分にあって官側の現地確認を受ける。そのため受注者は落札後速やかに解体及び破砕の工程表を再度提出し、官側担当者と解体、処分の時期等について調整を行うものとする。
- 16 契約違反を認めた場合の損害賠償請求等
 - (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でもその未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。
 - (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収する。
 - (3) 監督官などの許可又は立会することなく解体及び破砕をし、該当車両と判別できない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
- 17 その他
 - (1) 郵便による入札については、令和 7年 7月22日(火) 17時00分到着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第356会計隊日本原派遣隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。
また、入札(落札)金額が同額による場合の落札者の決定のための抽選は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
 - (2) 電報・電話・ファクシミリ・電子メール等による入札は認めません。
 - (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
 - (4) 入札の参加については、令和 7年 7月18日(金)17時00分までに資格決定通知書、引取業登録通知書、フロン類回収業者の登録、解体業の許可、破砕業の許可及び仕様書で示す解体及び破砕の工程表を提出がなければ参加は認めません。(FAX可)
 - (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状(様式任意。A4縦使用)を提出してください。
 - (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
 - (7) 「入札・契約心得」「契約条項」は、第356会計隊日本原派遣隊契約班窓口又は中部方面隊ホームページにてご確認下さい。
 - (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒708-1393 岡山県勝田郡奈義町滝本
陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 担当：折口(おりぐち)
TEL:0868-36-5151 内線(346) FAX:0868-36-2198(直通) Mail:ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
売払い物品に関する問い合わせ先
陸上自衛隊日本原駐屯地 業務隊輸送班 担当：中谷(なかたに)
TEL:0868-36-5151 内線(319)

本公告は、陸上自衛隊日本原駐屯地駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		G V - Z 0 0 1 0 1 3 E	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成30年 6月13日
		変 更	令和 7年 6月30日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両の売払い（以下，“売払い”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に規定されるリサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

法律に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・破砕

法律に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

自衛隊などの敷地

陸上自衛隊が活動の拠点とし、車両を使用・整備する施設をいう。

1.2.6

売払い車両

陸上自衛隊が契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) **仕様書**

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) **法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 **関連文書**

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 **売払いに関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、法律に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両、売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 **引渡し**

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両を引渡された段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類の提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を、解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期す。

2.3 **自動車リサイクル券の手続き**

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 **転売の禁止事項**

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合は、契約担当官は契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 **車両の解体・処分要領**

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体は、官側が指定する自衛隊などの敷

地内の場所で図1～図7に示す要領によって、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、官側が指定する位置だけ切断するとともに、図1～図7以外の売払い車両の解体は、図1～図7のいずれかを準用するよう調達要領指定書によって指定する。

なお、解体・粉砕と同等以上にキャビン、ボデーまたはフレームとして再利用不可能な程度まで切断する要領（グラップル等の器材を使用）も可とする。また、民間ナンバー車の内、中古品として需要が見込めない車両及び市販型車両（OD色以外の官ナンバー車）は切断することなく車両そのままの形状で官側が契約相手方に引き渡すものとする。

- c) 自衛隊などの敷地において、解体・破砕を実施した場合、廃油などの回収及び使用場所の原状回復を実施する。
- d) 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を契約の相手方の施設で行うことを官側が認めた場合、当該解体を行う日時などを事前に官側と調整したうえで、契約の相手方の施設において図1～図7に示す要領により、官側の立会いのもと実施する。ただし、フレームは、官側が指定する位置だけ切断するとともに図1～図7以外の売払い車両の解体は、図1～図7のいずれかを準用するよう調達要領指定書によって指定する。
 なお、解体・破砕と同等以上にキャビン、ボデー又はフレームとして再利用不可能な程度まで切断する要領（グラップル等の器材を使用）も可とする。また、契約相手方の施設の地理的範囲を調達要領指定書によって指定する。
- e) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下，“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車から）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	各 1	a)	売払い車両の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{d)} を添付
3	作業工程表			契約書締結までに	2.5 d)によって解体・処分を実施する場合、官側の作業への立会時期を明記する。 様式は、図8による。
4	細部実施要領書 ^{e)}			契約締結後速やかに	様式は、図9による。
5	解体証明書 ^{c)}			作業完了後 15 日以内	様式は、図10による。
6	破砕証明書 ^{c)}				様式は、図11による。

- 注^{a)}** 提出先は、調達要領指定書によって指定する。
- 注^{b)}** 契約の相手方がフロン回収、解体・破砕の全てを行う場合は、除く。
- 注^{c)}** 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。
- 注^{d)}** 様式は、陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1“入札及び契約心得”別紙様式16-1による。
- 注^{e)}** 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、自衛隊などの敷地において解体・破砕を行うとき、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受ける。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項
- c) 自衛隊などの敷地において車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームの解体を行う場合、当該作業間の官側の施設及び機材の使用及び借受けに関する事項
- d) 解体・破砕に必要な水道、電気などの使用に関する事項

4.3 安全管理

安全管理は、次による。

- a) 売払いの作業は、安全管理に万全を期する。
- b) 契約の相手方は、4.2 c)について官側の安全管理者の指示に従う。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知りえた事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに意図としない損傷を与えた場合は、速やかに監督官へ報告し、原状回復を行う。原状回復が困難な場合は、契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、官側の施設で解体・破砕を行う場合、解体・破砕を行うまでに都道府県知事の許可を得なければならない。また、契約の相手方は、都道府県知事の許可を受けた場合、売払いの履行終了後、30日以内に許可を受けた解体業の廃止に伴う変更届出又は廃業の届出を法律主管部署に提出する。
- c) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

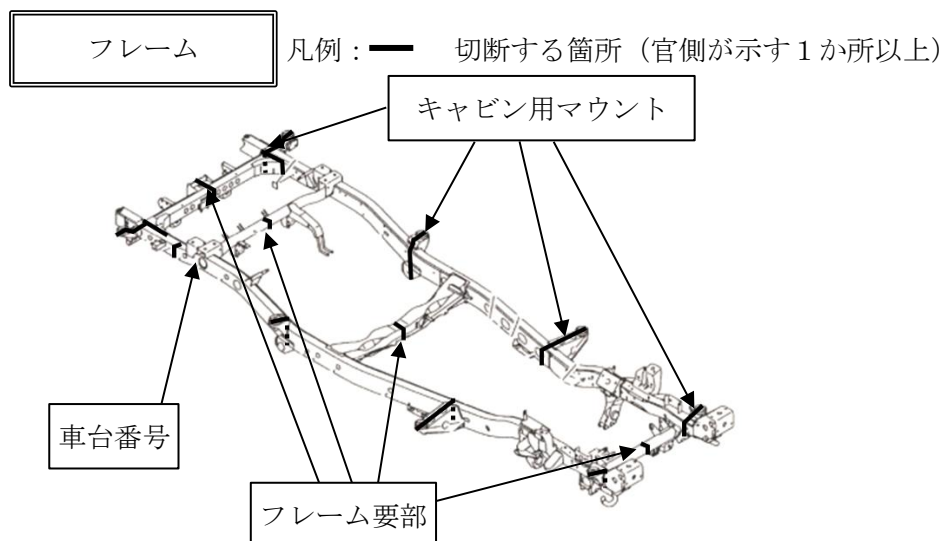
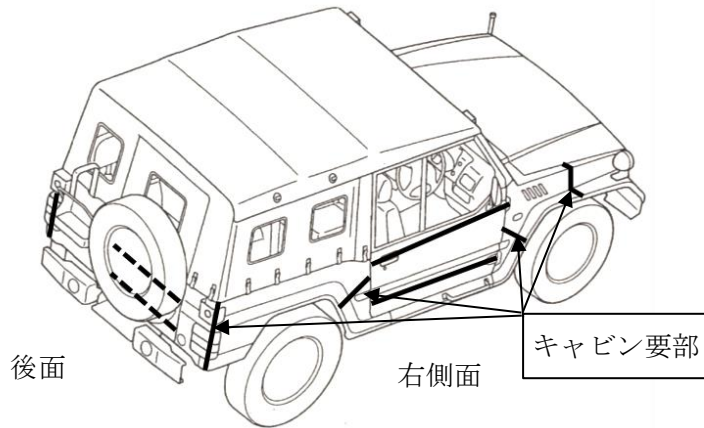
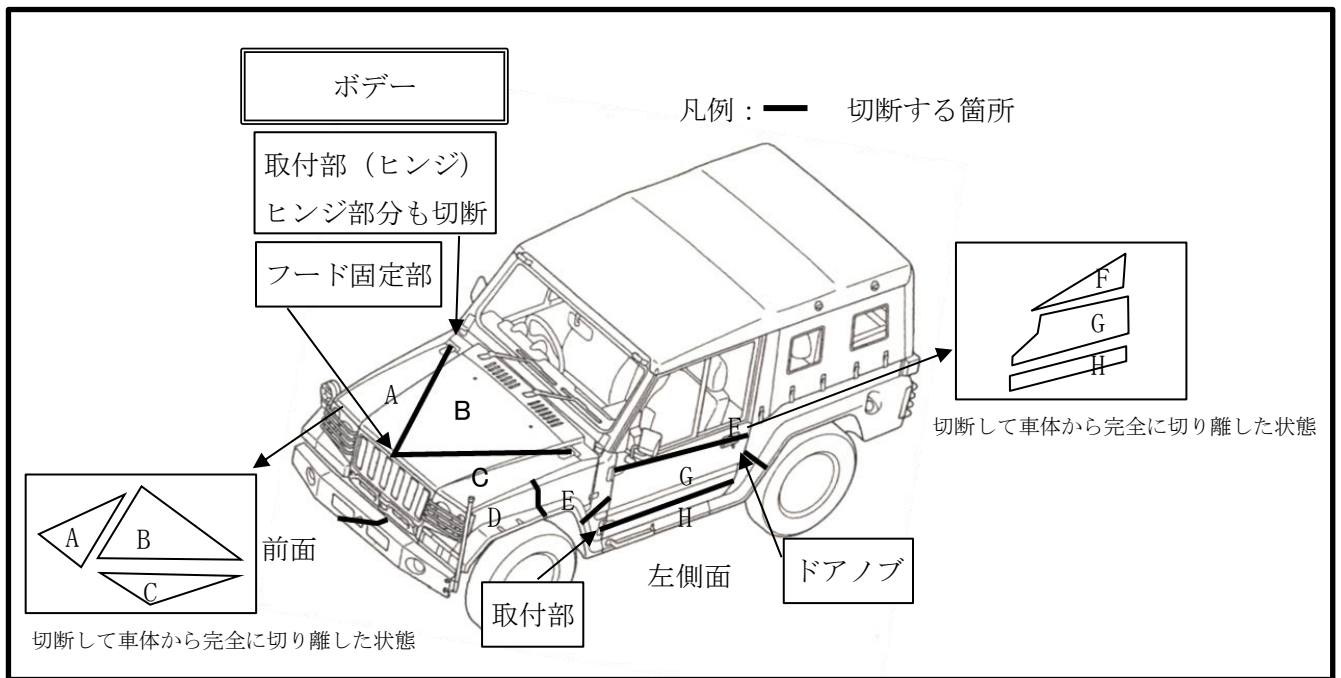


図1-小型トラック外装部品及びフレームの解体図

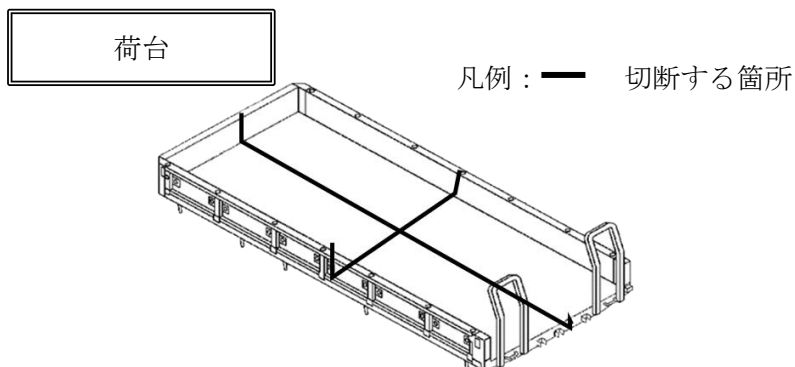
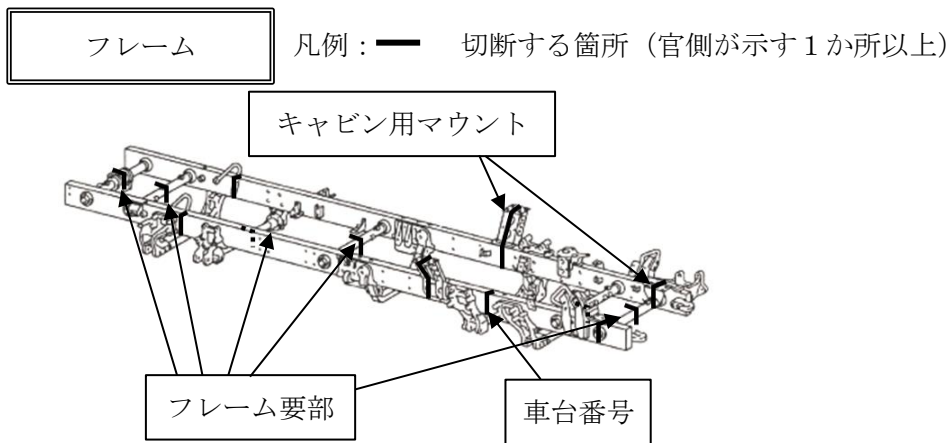
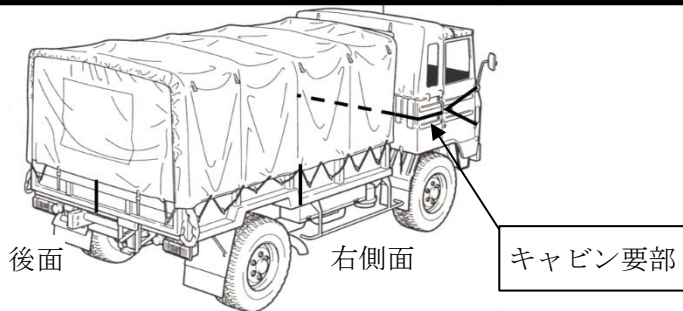
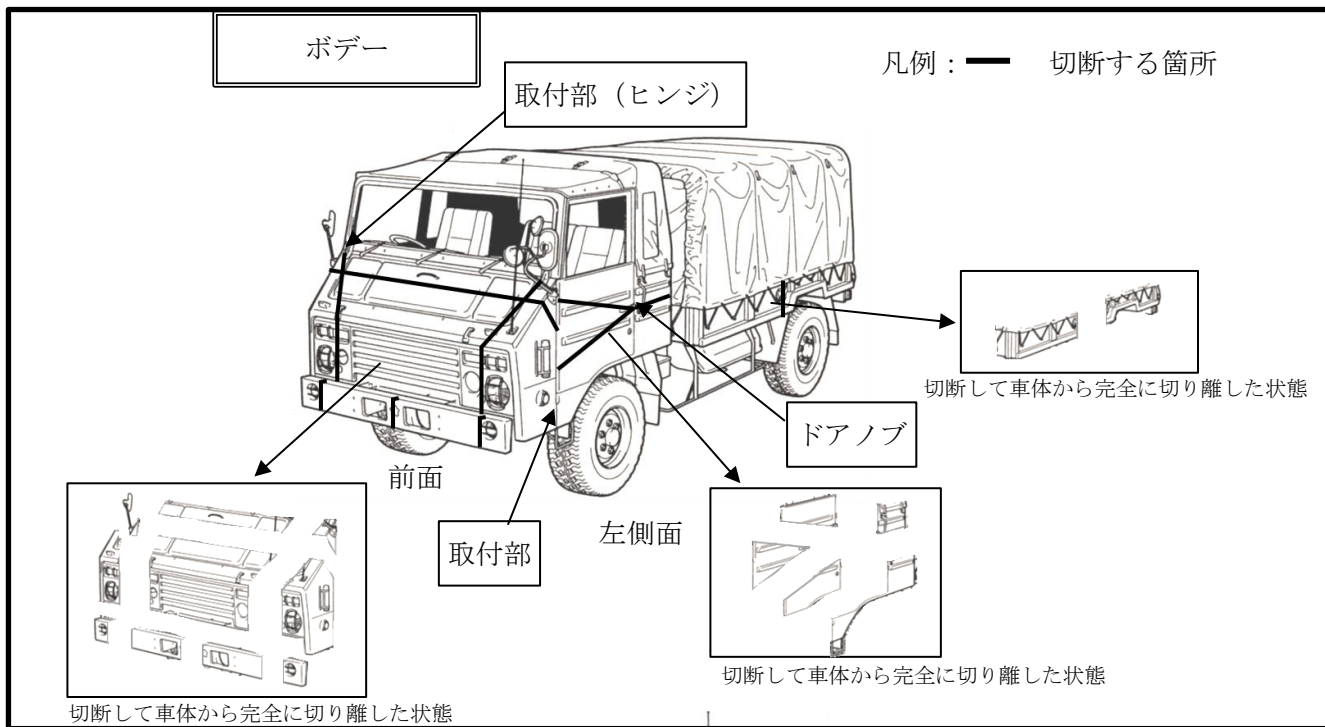


図2—中型トラック外装部品及びフレームの解体図

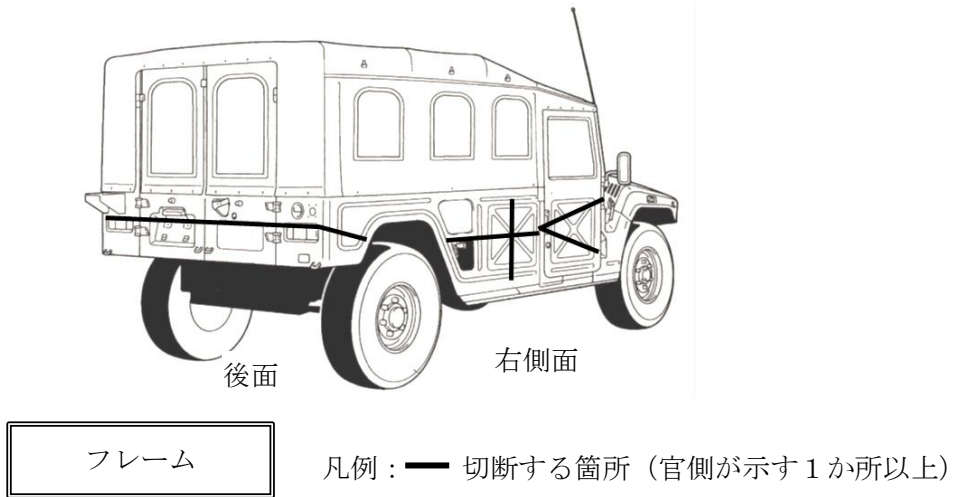
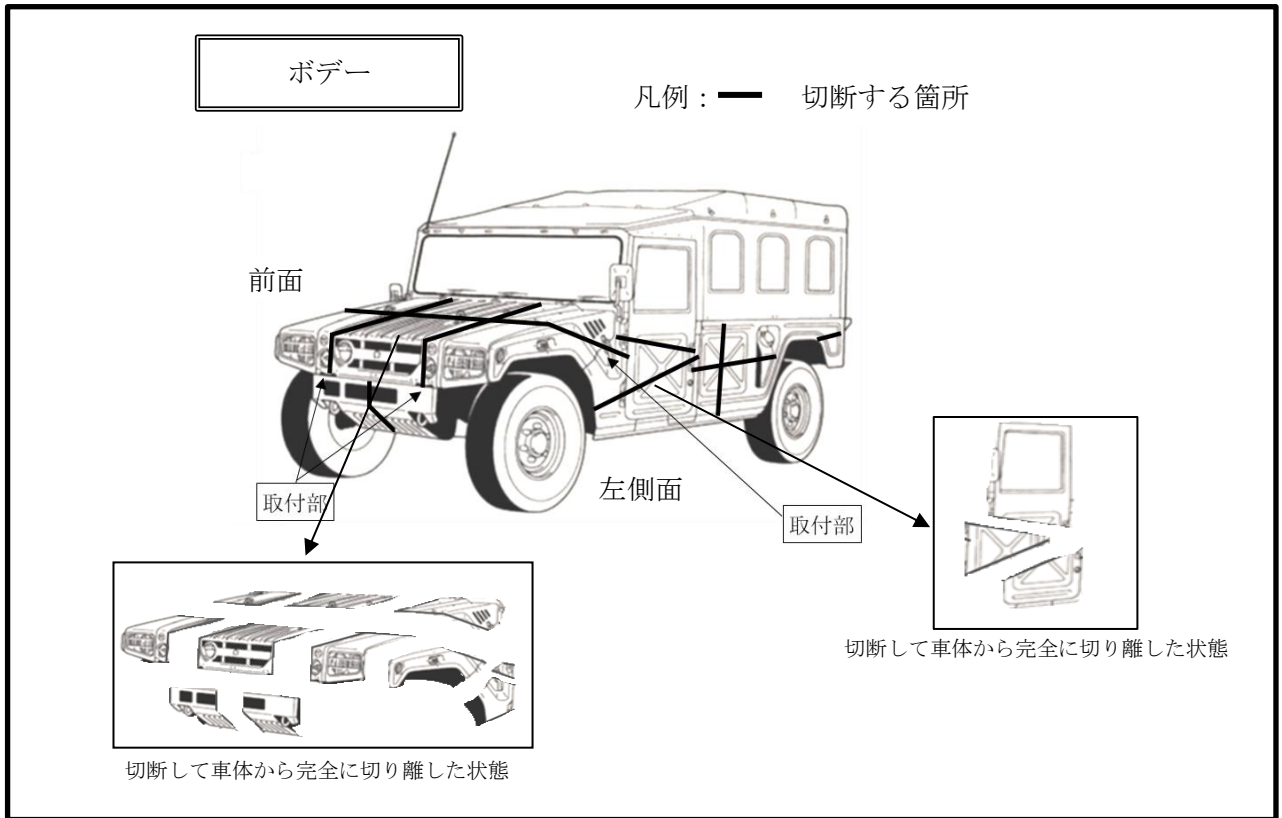


図3—高機動車外装部品及びフレームの解体図

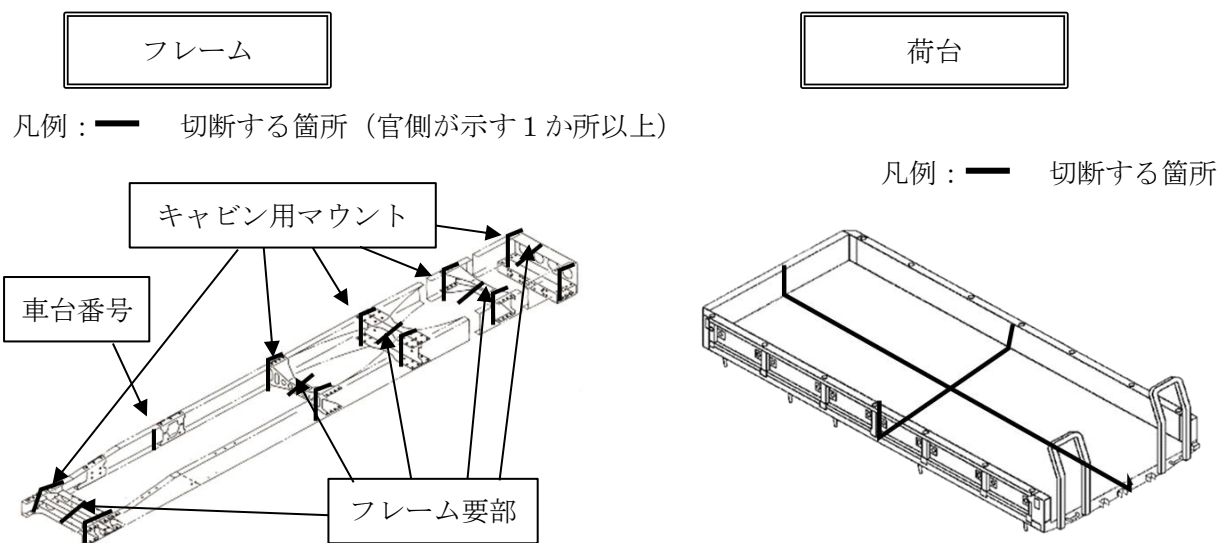
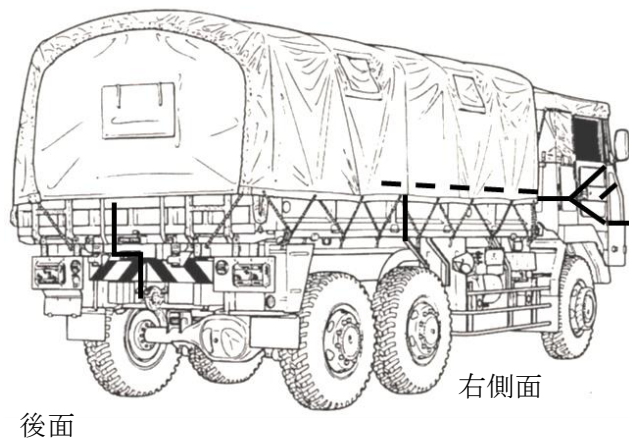
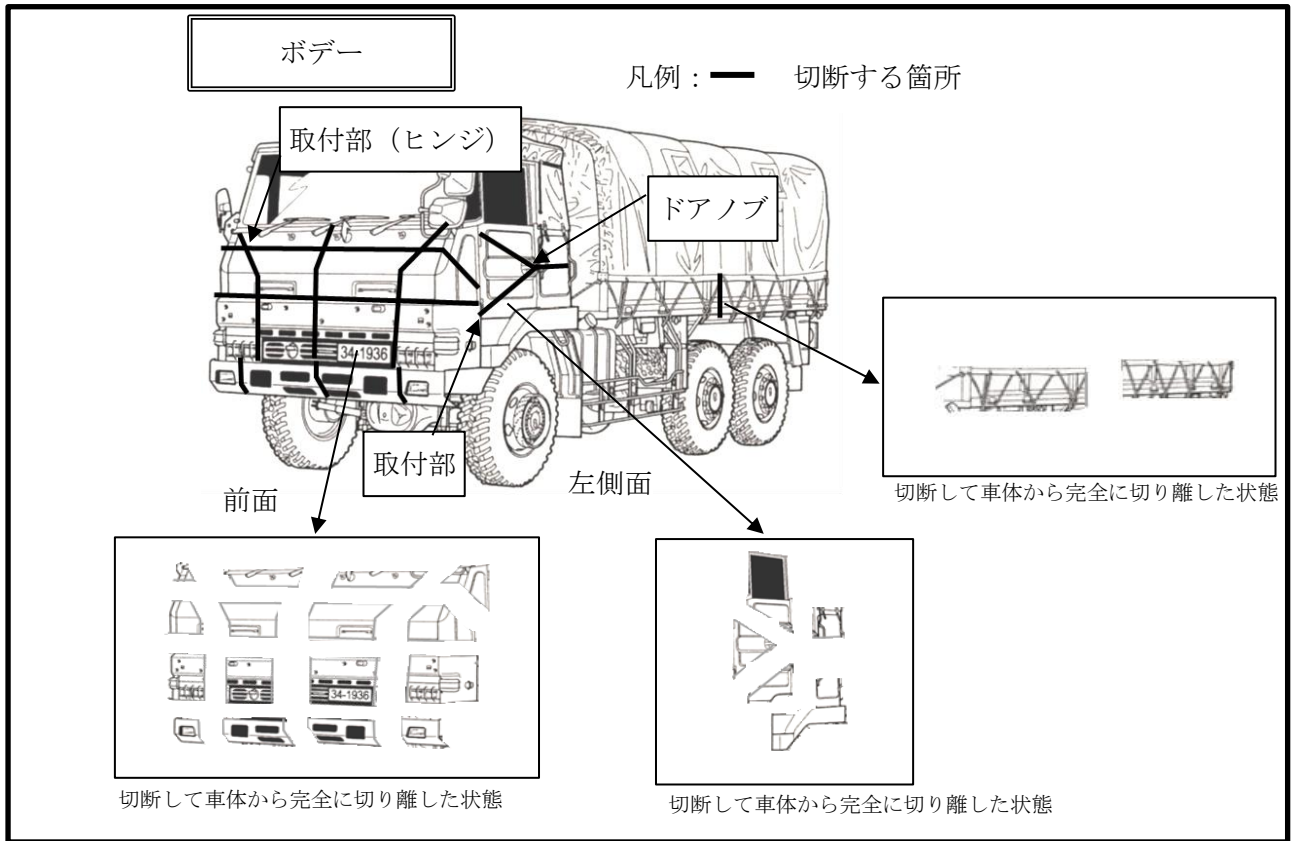
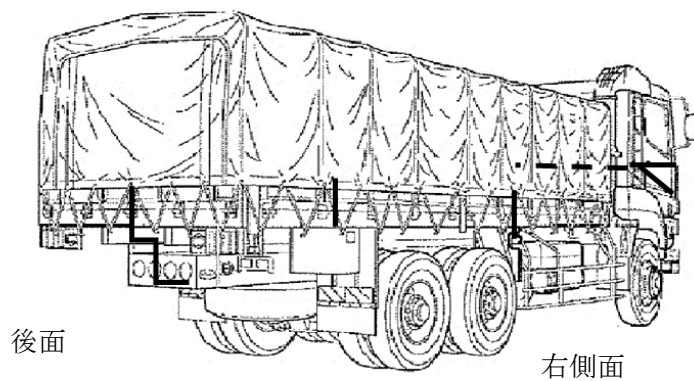
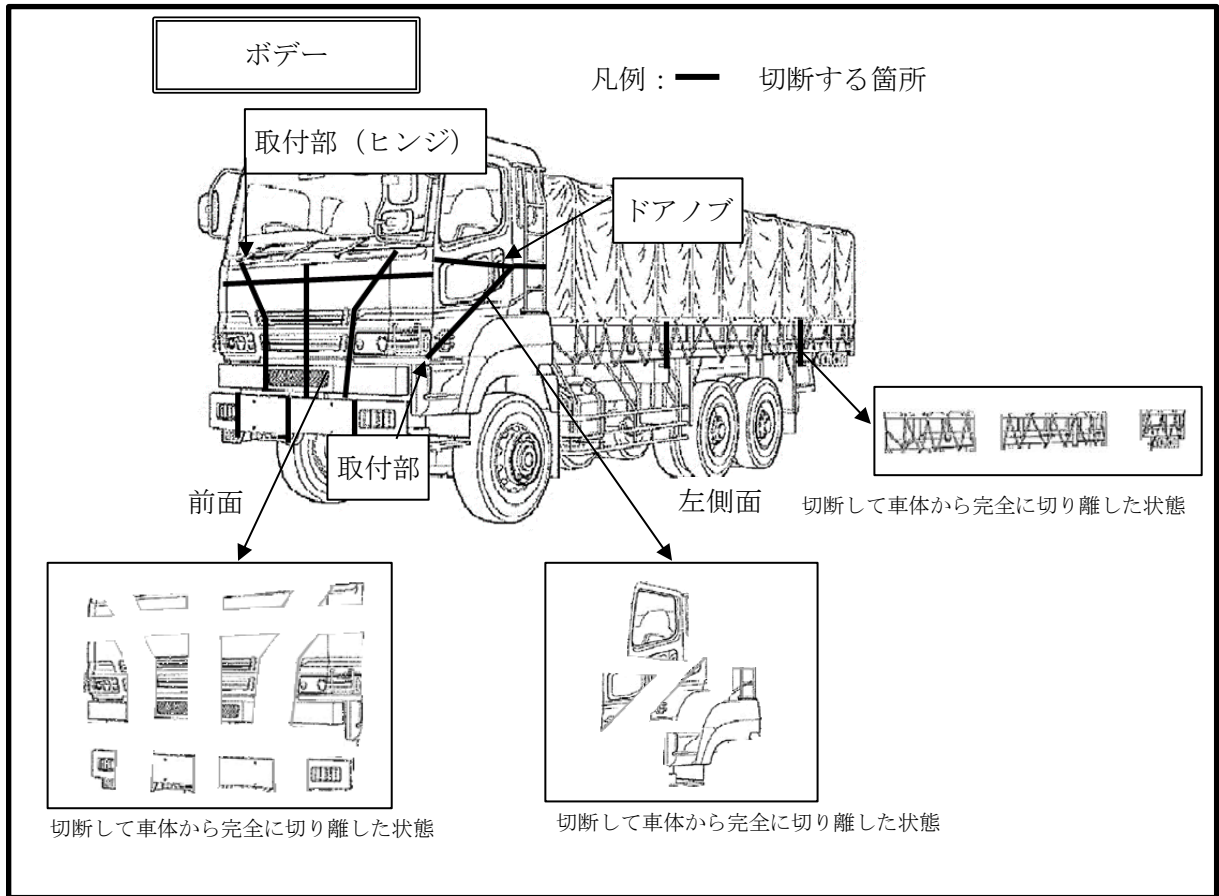
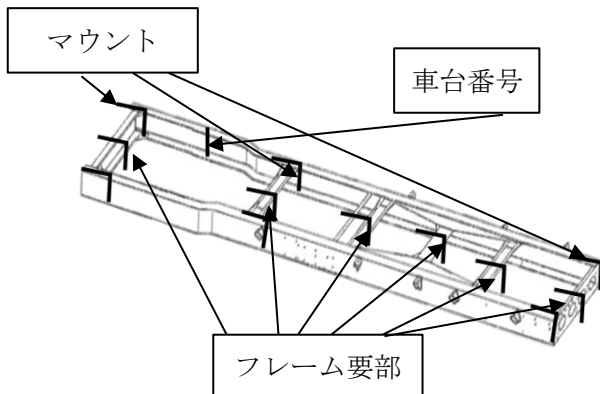


図4-大型トラック外装部品及びフレームの解体図



フレーム

凡例：— 切断する箇所 (官側が示す1か所以上)



荷台

凡例：— 切断する箇所

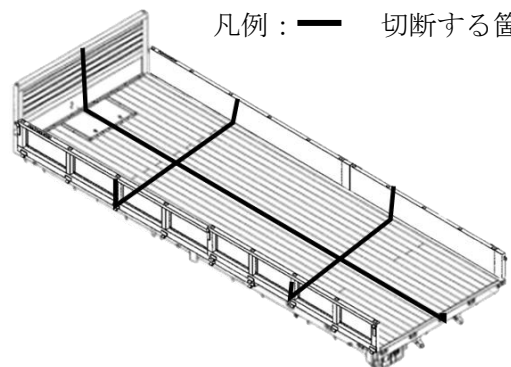


図5-特大型トラック外装部品及びフレームの解体図

フレーム

前面

凡例：— 切断する箇所

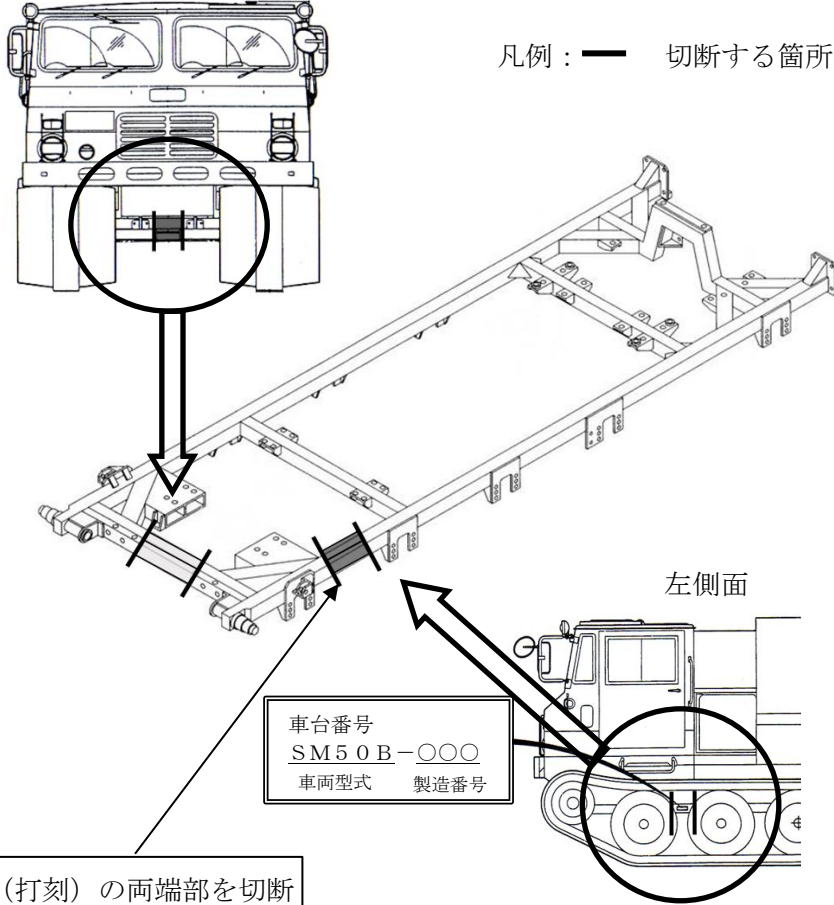
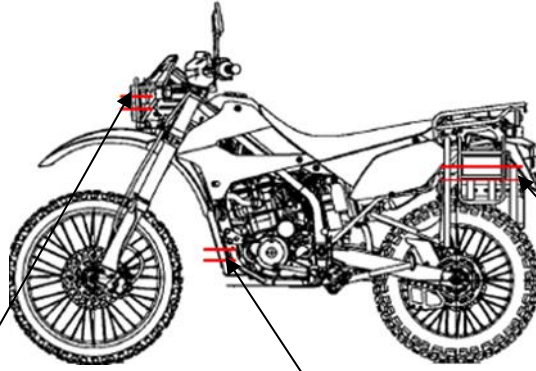


図6—雪上車外装部品及びフレームの解体図

ボデー

凡例：— 切断する箇所

前面・側面



ヘッドライトガード

切断して車体から完全に切り離した状態

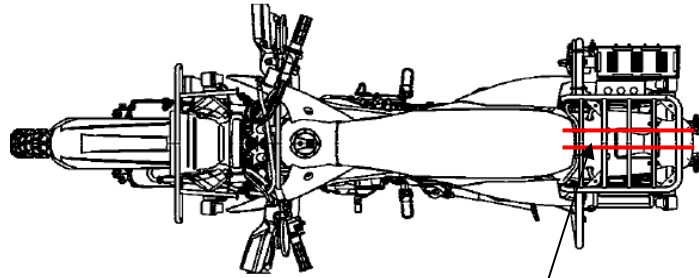
エンジンガード

切断して車体から完全に切り離した状態

サイドガード

切断して車体から完全に切り離した状態

上面



キャリア

切断して車体から完全に切り離した状態

図7-オートバイ（偵察用）外装部品の解体図

作業工程表

作業内容	使用済車両搬出から1ヵ月				使用済車両搬出から2ヵ月				使用済車両搬出から3ヵ月			
	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
使用済車両搬出 (駐屯地内での解体工場又は契約相手方敷地内へ移送)												
(解体作業を下請け業者に依頼する場合) 解体下請け業者内へ移送												
官側の立会の下、解体作業												
解体証明書提出 解体作業完了から15日以内												
(破砕作業を下請け業者に依頼する場合) 破砕下請け業者敷地内へ移送												
破砕作業 搬出から3ヶ月以内												
破砕証明書提出 破砕作業完了から15日以内												

図8-1 作業工程表の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済車両売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破砕作業内容

図9—細部実施要領書の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇
- 6 現地確認実施者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

- ※ 解体実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）
- ※ 証明書提出立会者の欄は、官側において解体証明書の提出を受けた者が自署
- ※ 現地確認実施者の欄は、外装部品及びフレームの解体に立ち会った者が自署

図10－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇駐屯地 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇

- ※ 破碎実施会社名の欄は、下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は、当該下請負者名を記載し、契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は、経由した事業者全てについて、引渡しを証明する書類を添付）
- ※ 証明書提出立会者の欄は、官側において破碎証明書の提出を受けた者が自署
- ※ 破碎には、電炉等における溶解を含む。

図11－破碎証明書の様式

調達要領指定書	売払要求番号	第154号
	調達要求年月日	令和7年6月30日
	作成部課	日本原駐屯地業務隊管理科
	作成年月日	令和7年7月1日
品名	使用済車両	
仕様書番号	GV-Z001013E	
<p>指定事項：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 売払い車両の引渡しは日本原駐屯地内（駐屯地廃車置き場）とする。 2 引渡し時期は契約日～令和7年9月30日（火）までの期間 3 履行期限については、車両を引き渡した日から原則3か月間とする。 4 「陸上自衛隊仕様書」中に記載のある、2.5（b）の解体場所は、受注者若しくは委託する下請解体事業所が所在する場所とする。 5 解体場所については、岡山県、広島県、鳥取県、兵庫県に所在する解体施設で実施する。その際、解体施設において、監督・検査官による作業間の立会いを実施する。 6 「陸上自衛隊仕様書」中に記載のある切断箇所他にドア、ボンネット荷台部の甲板、側板のヒンジ部等官側が指定した箇所の切断を実施する。その際、ドア、ボンネット、キャビン部等については、車体から切り離し、確実に貫通するように切断する。 7 解体及び破砕における工程写真を提出する。 8 仕様書2.5（d）にある、立会い日時については、確実な調整により決定する。 9 仕様書に示された書類の提出先は日本原駐屯地業務隊管理科輸送班とする。 		

売払車両等一覧表

方面別	自動車 番号	義務者 コード	車台番号	品名	型式	エア バッグ 有無	エアコン 有無	情報提供部隊等	不用決定承認 文書番号 (年月日)	物品 区分	リサイクル券 番号	廃棄車両 リストID	シュレッダー ダスト料金	エアバッグ 類料金	フロン類 料金	資金 管理 料金	情報 管理 料金	合計
MA	019877	011	V16-7100325	1/2トラック(指 揮・連絡用)	三菱V16 BBRSF A	0	1	第13高射特科中隊	陸幕武化第50 6号(5. 11. 2 7)	V	1104-0040-8213	K012310311	7120	*****	2100	410	130	9760
MA	076281	004	BXD30-0002134	1 1/2トラック	トヨタBX D30	0	1	第13高射特科中隊	陸幕武化第32 7号(5. 6. 27)	V	0404-0057-0853	K012306011	6270	*****	1950	410	130	8760
MA	347680	001	SKW475-3002755	3 1/2トラック	いすゞSK W475	0	1	第13高射特科中隊	陸幕武化第32 7号(5. 6. 27)	V	0104-0019-2162	K012306011	9420	*****	2100	410	130	12060
MA	340343	001	SKW476-7000549	3. 1/2トラック	いすゞSK W476	0	1	第13高射特科中隊	陸幕武化第32 7号(5. 6. 27)	V	0104-0019-2292	K012306011	9420	*****	2100	410	130	12060
MA	以下余白																	
MA																		

重量区分表

車 種	数量	重量 (K g)	合 計 (K g)
1 / 2 tトラック (指揮・連絡用)	1	1,950	1,950
1 1 / 2 tトラック	1	2,745	2,745
3 1 / 2 tトラック	1	8,484	8,484
3 1 / 2 tトラック	1	9,470	9,470
合 計	4		22,649

装備品等名:73式小型トラック(平成8年度以降納入車)及び1/2tトラック(平成14年度以降納入車)

(単位:kg)

品名	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	構成 (等級)	铸件	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮							
エンジン		133.0				86.0	3.0			9.0				21.0	252.0	
エンジン付属装置						9.0								10.0	19.0	
動力伝導装置		90.0		55.0	101.0					7.0					253.0	
フレーム及びボディー			251.0	103.0	136.0			2.0				31.0	11.0	112.0	646.0	
ホイール				74.0											74.0	
タイヤ													94.0		94.0	
バッテリー											22.0				22.0	
その他		83.0			219.0	135.0								153.0	590.0	
計		306.0	251.0	232.0	456.0	230.0	3.0	0.0	2.0	0.0	16.0	22.0	31.0	105.0	296.0	1,950.0

装備品等名:73式中型トラック(平成11年度以降納入車)及び11/2tトラック(平成14年度以降納入車)

(単位:kg)

品名	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	構成 (等級)	鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮							
エンジン		179.0	92.1	4.7	9.4	1.9	2.8	0.9			21.6		4.7	12.2	329.3	
エンジン付属装置					66.0	0.9			17.0				3.8	103.4	191.1	
電気系統					19.0	0.9	0.9		0.9	0.9			7.5	16.0	46.1	
動力伝導装置		292.3	392.0					0.9	3.8		2.8			0.9	692.7	
ブレーキ装置		98.7	49.8		19.0			0.9	0.9		1.9		2.8	3.8	177.8	
懸架装置		4.7	28.2	120.3	14.1	8.5			0.9				0.9	5.6	183.2	
操向装置		7.5	18.8										0.9	0.9	28.1	
フレーム及びボディー		17.0	6.6	0.9	910.0	0.9		0.9		0.9		21.0	22.4	85.4	1,066.0	
ホイール															0.0	
タイヤ															0.0	
バッテリー											26.0				26.0	
その他					4.7										4.7	
計		599.2	587.5	125.9	1,042.2	13.1	3.7	3.6	23.5	0.0	28.1	26.0	21.0	43.0	228.2	2,745.0

装備品等名：73式大型トラック(平成12年度以降納入車)及び31/2tトラック(平成14年度以降納入車)

(単位:kg)

品名	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	構成 (等級)	铸件	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮							
エンジン		610.0	180.0	30.0	35.0	2.0	5.0			90.0			44.0		996.0	
エンジン付属装置			8.5		147.0	1.0	24.0							174.5	355.0	
電気系統				12.5	2.1	3.1	1.0			4.2		1.0		8.5	32.4	
動力伝導装置		150.0	152.0	236.0	35.5					4.2				21.0	598.7	
ブレーキ装置			62.0		53.5					5.2					120.7	
懸架装置		956.0	1,088.0	538.0	38.0	8.5			5.2					81.0	2,714.7	
操向装置		24.0	13.5	22.0	472.0	30.0								55.0	616.5	
フレーム及びボディ		20.0	520.0	282.0	1,043.0	7.0						28.0		123.0	2,023.0	
ウインチ															0.0	
ホイール			255.5												255.5	
タイヤ													416.5		416.5	
バッテリー											31.0			31.0	62.0	
その他			7.0	14.0	34.0									237.7	292.7	
計		1,760.0	2,286.5	1,122.0	1,870.5	50.6	32.1	1.0	0.0	5.2	103.6	31.0	29.0	460.5	731.7	8,483.7

装備品等名:31/2tトラック(Ⅱ型)(平成18年度以降納入車)

(単位:kg)

品名	構成 (等級)	鉄							銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	防弾 鋼板	防弾 鋳鋼	高張力 鋼板	鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン				610.0	180.0	30.0	35.0	2.0	5.0				90.0			44.0		996.0	
エンジン付属装置					8.5		147.0	1.0	24.0								174.5	355.0	
電気系統							12.5	2.1	3.1	1.0			4.2		1.0		8.5	32.4	
動力伝導装置				150.0	152.0	236.0	35.5						4.2				21.0	598.7	
ブレーキ装置					62.0		53.5						5.2					120.7	
懸架装置				956.0	1,088.0	538.0	38.0	8.5				5.2					81.0	2,714.7	
操向装置				24.0	13.5	22.0	472.0	30.0									55.0	616.5	
フレーム及びボディー				20.0	520.0	282.0	1,043.0	7.0							28.0		123.0	2,023.0	
ウインチ																		0.0	
タイヤ																460.8		460.8	
中子													100.5					100.5	
ホイール					458.0		33.0											491.0	
バッテリー														31.0			31.0	62.0	
付加材	358.3																	358.3	
防弾ガラス							46.6						30.4		142.2			219.2	
付加材(B)								0.2										0.2	
付加材(取付具)							27.5											27.5	
その他					7.0	14.0	34.0										237.7	292.7	
計	358.3	0.0	0.0	1,760.0	2,489.0	1,122.0	1,977.6	50.8	32.1	1.0	0.0	5.2	234.5	31.0	171.2	504.8	731.7	9,469.2	

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

(消費税を含まない)

- 1 引渡期限 令和7年9月30日
- 2 引渡場所 陸上自衛隊日本原駐屯地(岡山県勝田郡奈義町滝本)
- 3 入札金額には、消費税は含まない。

上記入札(見積)条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札(見積)します

令和7年7月23日
住所・氏名・代表者名

(消費税を含まない)

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	使用済車両売払い	仕様書のとおり	式	1		
2	(金額内訳)					
3	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	台	1		
4	1 1/2tトラック	トヨタBXD30	台	1		
5	3 1/2tトラック	いすゞSKW475	台	1		
6	3. 1/2tトラック	いすゞSKW476	台	1		

* 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。

* 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

(消費税を含まない)

- 1 引渡期限 令和7年9月30日
- 2 引渡場所 陸上自衛隊日本原駐屯地(岡山県勝田郡奈義町滝本)
- 3 入札金額には、消費税は含まない。

上記入札(見積)条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札(見積)します

令和7年 月 日
住所・氏名・代表者名

(消費税を含まない)

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	使用済車両売払い	仕様書のとおり	式	1		
2	(金額内訳)					
3	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	台	1		
4	1 1/2tトラック	トヨタBXD30	台	1		
5	3 1/2tトラック	いすゞSKW475	台	1		
6	3. 1/2tトラック	いすゞSKW476	台	1		

* 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。

* 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

¥

(消費税を含まない)

- 1 引渡期限 令和7年9月30日
- 2 引渡場所 陸上自衛隊日本原駐屯地(岡山県勝田郡奈義町滝本)
- 3 入札金額には、消費税は含まない。

上記入札(見積)条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札(見積)します

令和7年 月 日
住所・氏名・代表者名

(消費税を含まない)

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	鉄	防弾鋼板	kg	358.3		
2		鋳物	kg	4,425.2		
3		特級	kg	5,614.0		
4		1級	kg	2,601.9		
5		2級	kg	5,346.3		
6		級外	kg	344.5		
7	銅	上	kg	70.9		
8		並	kg	5.6		
9	真鍮	真鍮	kg	25.5		
10		鋳物	kg	10.4		
11	アルミ		kg	382.2		
12	鉛		kg	110.0		
13	ガラス		kg	252.2		
14	ゴム		kg	1,113.3		
15	未価値品		kg	1,987.6		
16						
17	引取費用	積卸トラックなどに要する費用	式	1		
18	解体費用	単価1日8時間とした場合の日当	日			
19						
20						

* 当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。

* 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」